

緊急事態宣言の発出を受けて

菅内閣総理大臣は、令和3年1月7日に新型インフルエンザ特別措置法の規定に基づいて、一都三県に緊急事態宣言を発出しました。

国や東京都の緊急事態宣言措置対象は限定的であるものの、都内の感染者数の増加や医療機関の逼迫状況、とりわけ西多摩地域の陽性患者の増加率が極めて高いことから、日の出町では、令和2年4月の緊急事態宣言下とほぼ同様に公共施設の利用の制限を行う事となりました。

1月11日に予定しておりました成人式についても、関係者の皆さんの健康と安全を第一に考え中止という苦渋の決断となりました。新成人の皆さんは、成人式の出席のため、様々な準備をされていたことと存じます。私共、職員一同、新たな門出を成人式でお祝いすることができず、大変残念に思っております。

町民の皆さんには、ご不便をお掛けする苦しい日々が続きますが、この難局を職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存です。

町民の皆さんにおかれましても、引き続き、手指消毒、マスクの着用、3密の回避、換気、不要不急の移動の自粛など基本的な感染防止策の徹底と共に、新型コロナウイルス感染症の対応に基づいた行動につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日の出町長 橋本 聖二

公共施設の利用や各種イベントの情報について

日の出町では、緊急事態宣言の期間中である2月7日までの間、一部イベントの中止や町内公共施設等の利用制限を設けています。2月7日以降も状況により延長する場合がありますので、随時、ホームページ、お知らせメール、ツイッターなどでお知らせします。また、下のQRコードから最新情報をまとめたページにアクセスいただけます。



◀施設等の情報



◀事業・イベント等の情報

新型コロナワクチンの接種券等を発送します

3月上旬より、国の優先接種順位に関する指示に従い、下記の対象者に接種券等を発送します。

対象となる方は、同封されている案内に従って、新型コロナワクチンの接種を受けてください。

下記対象者以外の方は、4月以降に順次発送していきます。詳しくは決定次第、広報などでお知らせしますのでご確認ください。

対象 日の出町に住所地を有する65歳以上の方
(令和3年1月1日現在)

問 いきいき健康課 健康推進係
☎ 042 (588) 5426

ひとり親世帯臨時特別給付金は2月26日(金)が申請期限です

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な負担が生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。

基本給付 給付額 1世帯 10万円 第2子以降1人につき6万円(再支給分の基本給付を含む金額)

対象となる方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給が全額停止されている方
- ③ひとり親世帯等で、新型コロナウイルスの影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付 給付額 1世帯 5万円

対象となる方 「基本給付」の対象となる①または②に該当する方で、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

申請が必要な方 「基本給付」…「基本給付」の対象となる②又は③に該当する方

「追加給付」…①または②の方が対象の基本給付を受けている方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方

申請方法 申請書を子育て支援係窓口で配布しています。申請される方はご相談ください。

申請期限 2月26日(金)

問 子育て福祉課 子育て支援係 ☎ 042(588)4113